

中野区教育委員会会議録 平成26年第27回定例会

○開会日 平成26年10月3日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午後 0時16分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	奈 良 浩 二
副参事(子ども教育経営担当)	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(特別支援教育等連携担当)	永 田 純 一
副参事(就学前教育連携担当)	古 川 康 司
副参事(幼児施策調整担当)	濱 口 求
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	高 橋 綾 菜

○会議録署名委員

委員長	小 林 福太郎
教育長	田 辺 裕 子

○傍聴者数 8人

○議事日程

[議決案件]

- (1) 第24号議案 平成27年度(2015年度)教育予算編成に向けての基本姿勢について
- (2) 第25号議案 中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 第26号議案 中野区立小中学校施設整備計画

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ① 9月5日 中学校長会との意見交換会
- ② 9月30日 第46回中野区中学校総合体育大会連合陸上競技大会

(2) 事務局報告事項

- ① 中野区子ども・子育て支援事業計画(素案)について(子ども教育経営担当)
- ② 平成26年度中野区立小・中学校就学援助認定者数・率(学校教育担当)
- ③ 平成26年度中野区学力にかかわる調査の結果について(指導室長)
- ④ 児童・生徒の携帯電話、スマートフォン、通信機能付き携帯ゲームの利用状況等に関する調査結果について(指導室長)
- ⑤ 中野区立小中学校のスポーツ環境について(指導室長)

中野区 教育委員会
第 2 7 回定例会
(平成 2 6 年 1 0 月 3 日)

午前10時00分開会

小林委員長

おはようございます。

教育委員会第27回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は全員出席です。

本日の会議録署名委員は、田辺教育長にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

ここで傍聴の方にお知らせをいたします。

本日の事務局報告事項の第1番目、3番目、及び4番目の資料は、いずれも区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収をさせていただきます。傍聴の方は、ご退室の際に、事務局へ各資料の返却をお願いいたします。

それでは日程に入ります。

<議決案件>

議決案件、第24号議案「平成27年度（2015年度）教育予算編成に向けての基本姿勢について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第24号議案「平成27年度（2015年度）教育予算編成に向けての基本姿勢」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、議案書の一番下でございます。平成27年度教育予算を編成するに当たりまして、教育委員会としまして、その基本姿勢を定める必要があることによるものでございます。

具体的内容でございますが、裏面をお開きいただきたいと思います。教育予算の編成に当たりましては、先に区長が定めました教育予算編成方針を踏まえまして、教育委員会として自らの権限と責任におきまして、主体的に行っていく必要があるということでございます。平成27年度につきましては、教育ビジョンの改定を行う年度でもございまして、新たな教育課題に的確に対応し、教育の充実を図るため、「記」以下の事項を重点として施策を展開していくことと考えてございます。

「記」以下をごらんいただきたいと思います。

まず1でございます。来年度、子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえまして、教育

施策と子育て支援施策の積極的な連携を図る。

2点目でございます。大学や幼稚園、保育園、地域との連携を推進するとともに、特色ある教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを進める。

3点目でございます。学びの連続性を踏まえた意図的・計画的な教育活動を展開いたしまして、家庭と連携し、学習習慣及び学習内容の確実な定着を図る。

4番目でございます。人権教育及び道徳教育の充実を図る。あわせて、いじめや不登校などに対する学校の対応力を高める取組を推進いたします。

5番目でございます。子どもたちの健康増進並びに体力の向上を推進し、自ら進んで運動に親しむ環境を整える。

次のページでございます。6番目、障害のある子どもが一人ひとりの可能性を伸ばすことができる特別支援教育の充実を図る。

また、7番目でございます。学校再編計画（第2次）に基づきます取組をさらに推進をさせてまいります。

また、8番目でございますが、教育環境の整備を図る観点から、施設の計画的修繕や改修・整備を進めてまいります。

9番目、最後でございますが、特色ある図書館づくりを推進するという内容でございます。

提案理由の説明につきましては以上でございます。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いをいたします。

大島委員

9番目の特色ある図書館づくりということですが、ここで言う図書館というのは学校の中ということではなくて、一般の区民にも開放されている一般の図書館のことかと思うのですが、特に、今の段階で、こういうことにお金をかけるとか、こういうものをつくるというような、何か具体的な計画というか、あるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

平成25年度から、区立図書館につきましては、指定管理者制度となっております。ここにおきましては、これまで区が直営で実施してまいりました事業に加えまして、指定管理者により自主企画事業、さらには開館日、開館時間なども延ばしまして、区民の皆様には利便性を向上させまして、多く利用いただいているところでございます。

加えまして、これまでも実施してまいりました各館ごとに特色ある図書館づくりということで、各館ごとにそれぞれテーマを設定いたしまして定期的に企画展示を行う、あるいは、蔵書構成につきましても工夫をしていくというような取り組みを進めているところでございます。これを、さらに来年度につきましても充実をさせていきたいと考えております。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

高木委員

この基本姿勢というのは、毎回見ていてちょっとわかりにくいと思っておるのですが、あくまで予算編成をしていく上での基本的な考え方ということだと理解していますので、これだけ見ても、平成27年度の教育委員会はどういうふうな事業計画なのかというのはなかなかちょっとわからないと思うのですが、ただ、必要なところは大体述べられているので、その基本姿勢ということであれば、これでよろしいのかなと思います。

ちょっと確認なのですが、2番目の「大学や幼稚園、保育園、地域との連携を推進するとともに、特色ある教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを進める」と。一つ、教育委員会として地域資源である大学や、幼稚園、保育園、地域との連携ということと、あと、ここに入っていない区立の小学校、中学校、区立の幼稚園もあります、それは一部入っていますが、それと、それ以外の個々の教育施設や保育施設、あるいは地域と連携を進めると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

大学を始めということで、主な施設名を挙げてございますが、趣旨としましては、ただいま委員がご指摘いただいた内容のとおりでございます。

大島委員

基本姿勢という点で言えば、ここに書かれているような「記」以下の9つの方針ということではよろしいかと思えます。中野区がやりたいことが大体ここに網羅されているというようなことでして、こういうことをやりたいという基本姿勢としては、これでよろしいかと思えます。ただ、もちろん高木委員がおっしゃられたように、ここから具体的な施策というのは、ここでは書いていないので、これを予算の基本に据えながら具体的な施策を考えて、それを実行していくという、そちらが大事だと思いますけれども、一応予算編成の基本姿勢としては、大体これで網羅されていて、よろしいのではないかと思います。

渡邊委員

基本姿勢ということで、方針ということですから、一つの個別の目的ということでもないと思います。1から9までありますけれども、いつも学校教育の中で、学力向上、体力向上というような言葉で表現されていましてけれども、ここは「学力の向上」という言葉をあえて使っていないで、3番の「連続性を踏まえた意図的・計画的な教育活動を展開し」ということで、学習を結びつけていく習慣ということをテーマに挙げているというのが、私としては評価できているのではないかと考えております。

それと、やはり4番に、何番目に出るかはちょっと難しいところですが、人権教育と道徳教育について明記したということは、非常に大切なことだろうと考えております。やはりこの教育の方針の中に、一つ、大きな柱として、体力、学力ということが入っていますけれども、あとは障害のある子どもたちに可能性をとということと、人権と道徳教育を項目に挙げて明確にしているというところは、中野区の基本姿勢として、とてもよろしいかと考えております。

小林委員長

これまでも、例年細かい表現はともかくとして、脈々とかういった内容のことが常に出されてきていると思います。この中で、今回新たに2番目の、いわゆる「大学や、幼稚園、保育園、地域との連携」、それに「特色ある教育活動の展開」というのが強調されているという点は、私は大いに評価すべきというか、重要な点だと思っています。教育委員としても、また個人的にも、今後、公立学校においても特色ある教育活動の推進、それによって各学校の教育の活性化を図っていくという点で非常に重要だと思っていますので、ぜひこの基本姿勢に従って、今後、充実した施策展開というか、各学校での教育活動の実践を望みたいと願っております。

ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。ほかに質疑がないようであれば、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。ただいま上程中の第24号議案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議決案件、第25議案「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正

する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

お手元にごございます第 25 号議案、「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明をいたします。

提案理由ですが、一番下の段、「中野区立小学校及び中学校における夏季休業日を変更する必要がある」ためでございます。

資料に基づいてご説明をしたいと思います。

まず、変更の理由の前に、変更の内容を先にご説明をいたします。2 番目のところでございます。現在、夏季休業日は、7 月 21 日から 8 月 27 日までとなっておりますが、それを 7 月 21 日から 8 月 31 日までの日とするというものでございます。

では、変更の理由のところにお戻りいただければと思います。3 点、理由はございます。

1 点目は、「児童・生徒の学力の確実な定着」ということで、学力調査の結果等をこのあとまたご報告させていただきますが、基礎・基本の確実な習得というところについては、子どもたちの中に非常に幅が出てきているなと思います。確実な習得をできている層もあれば、なかなかそれが難しい層があつて、本当はなるべくその層の開きが狭いのが理想ですが、開いているというところがございます。したがいまして、各学校において、夏季休業日を活用して、特に学力下位層と申しますか、なかなか習得が十分に身につけていないお子さんに関して個別の指導を充実する必要があるというふうに考えているのが 1 点目でございます。

2 点目は、これは中学校の校長会からここ数年ずっと出されてきている内容なのですが、中学校における部活動の、特に対外試合とか、そういった他校、他区、他地域の学校との試合、練習試合等も含めたものに関して、夏季休業日が 8 月 31 日までのところもあれば本区のようなところもあるので、なかなかその設定がしづらいということが出されておりました。中学校における部活動は教育活動の一環として大変重要なものを占めておりますので、それが円滑に組めるようなことで配慮したいというのが 2 点目です。

最後、3 点目ですが、教員研修の充実ということでもあります。そこに書きましたように、若手教員が増加している中で、授業力、指導力というのが大きなテーマとなっております。現在は 8 月 27 日までということで 28 日から授業をしているのですが、なかなか研修の日程がとりづらいところがございます。土曜日でも実施している中で、振りかえを教員は

長期休業中にとりますので、そういったところから、ただ単に夏休みを延ばすだけではなくて、その期間を活用して、教員研修を充実させていきたいということが3点目の理由です。

実施につきましては、3番目、来年度、平成27年4月1日から実施していきたいと考えてございます。改正の内容につきましては、裏面に新旧対照表をつけてございますので、ご確認いただければと思います。

今後の予定につきましては、きょうご審議いただきまして、議決いただきましたら、子ども文教委員会等に報告をして、規則改正を進めていきたいと考えてございます。

説明は以上です。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いをいたします。

大島委員

もともとこの夏休みの期間を、8月の最後まででなく27日までというふうにしたところの、つまり、前期と後期というふうに2期制に移行しまして、そうすると前期と後期の間にちょっとした休みを入れると。やはり節目をきちんとつけるということで気分を変えると、いろいろな意味があったと思うのですが、休みをちょっと設けると。秋休みというような名前ですね。

当時は、とにかく平日が、1日だか2日だか、ちょっとつぶれるということになると。それで授業時間が足りなくなるということから、では、夏休みをちょっと前倒しして早く学期を始めましょうという理由だったと思うのですが、今も前期、後期、2期制でやっているわけですが、そういう意味での、休みを取るから授業時間が足りなくなつて、その分は夏休みに、8月でとりましょうと、その辺の当時の事情からして、今はどうですか、そういう足りなくなるというような恐れはないと考えていいのでしょうか。ちょっとその辺のご説明をお願いします。

指導室長

まず、授業時数については、夏季休業日を変更しても足りなくなるということはありません。今、大島委員がお話しされましたように、当時、秋休みということで10月の中旬より少し前ぐらいの土曜日、日曜日とつなげて平日のお休みを取っていたのですが、現在は、その平日のお休みなしで、体育の日が動いたということもありまして、その3連休で前期と後期の境目とするということですので、そこで平日のお休みは発生しておりませ

るので、特に授業時数には影響ないと考えております。

渡邊委員

確認ですけれども、2期制にして、夏休みを若干短くして、秋休みをとったということでありまして、今はもう秋休みがなくなったという状態で、ということは、以前に比べると授業日数がふえていたけれども、もとに戻ったという表現でよろしいのか。または、今回27日までを31日までにするので実際には休業日が4日ふえているわけですが、それは2期制になる以前に比べれば、もとに戻ったというふうな表現でよろしいのでしょうか。

指導室長

そうですね。まず、28日から31日までの4日間という形になりますが、その4日分について、もとへ戻ったと言え、もとへ戻ったという表現になるかもしれませんが、土曜日等で授業をしているのも年間8日間ありますので、一番ネックというか、注目されるのは授業時数の問題かと思うのですが、その部分については十分にケアできていて、メリットの部分を強調したいと考えてございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

高木委員

私の子どもは、長男が3月まで区立の中学生でしたし、今、次男が区内の区立の小学校6年生で、最後の夏休みが終わったところです。やはり、たかが4日間されど4日間で、なかなかタイトな夏休みだったかなと。特に低学年、中学年のときには、サッカーの地元のチームに入っていて、サッカー合宿に行ったり、あるいはYMCAさんのプランでどこかへ行ったりという、なかなか夏休みがとりづらい形ですね。高学年になってきて、今度は塾に行きますと、塾がいいとか悪いとかは別にして、ほとんどことしはうちの子は夏休みが実態としてなかったような形です。

また、中学生は、私の子どもは部活はやっていなかったのですが、ここにあるように、運動部をやっているところは、やはり日程的に非常にきついというお話は聞いたことがありますので、先ほどの指導室長のお話ですと授業時数の確保はできるということですから、そうであれば、8月31日まで、現場のほうでしてほしいという要望があって、それで精査したところ、それが適当ということであれば、こちらの案でよろしいかと思えます。

小林委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。ただいま上程中の第 25 号議案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議決案件、第 26 号議案「中野区立小中学校施設整備計画」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

第 26 号議案、「中野区立小中学校施設整備計画」について、ご説明いたします。

まず、提案理由でございますけれども、「中野区立小中学校施設整備計画を決定する必要がある」ということでございます。

次に、計画の策定の経緯についてご説明いたします。中野区立小中学校再編計画（第 2 次）に基づく統合対象校や校舎の使用部分が建築後 50 年を経過している学校の施設整備を計画的に進めていくため、その基本となる考え方や学校施設の大規模改修・改築における標準仕様などを盛り込んだ中野区立小中学校施設整備基本方針を、本年 7 月に策定してございます。この基本方針に基づきまして、統合対象校及び校舎の使用部分が建築後 50 年を経過している学校の大規模改修及び改築の時期を示した中野区立小中学校施設整備計画（案）を本年 8 月に作成してございます。その後、学校 P T A 連合会、町会などから意見等を聴取し、その意見を踏まえまして中野区立小中学校施設整備計画として取りまとめましたので、今回審議をお願いするということでございます。

最後に、学校施設整備計画の概要についてでございますけれども、今後 10 年から 15 年で、ほとんどの学校施設が建築後 50 年を迎え、計画的な整備を求められることや、多様な教育環境などに対応できる施設整備が必要であることを述べてございます。また、これからの施設整備の基本的な考え方を示してございまして、今後、多様な学習環境を可能にし、効率的・効果的な施設配置や将来の社会状況に対応できる学校施設づくりを行うことを述べてございます。

参考資料として、小中学校の大規模改修・改築における標準仕様を添付してございます。

この標準仕様は、限られた敷地や財源の中で、より効率的・効果的な整備を行うことや、今後展開される教育活動にふさわしい施設や設備を確保することを目的として、大規模改修・改築における学校規模、施設面積、施設構成等の標準的な考え方を示したものでございます。

別紙として、小中学校施設整備スケジュールを添付してございます。これは、小中学校再編計画に基づく統合対象校や校舎の主要部分が建築後50年を経過している学校における具体的な施設整備の年次を落とし込んだ表でございます。

説明は以上でございますけれども、計画（案）からの基本的な内容についての変更はございません。審議をよろしくお願いいたします。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いをいたします。

渡邊委員

とても事細かくいろいろと計画を練られていて、とても大変よくできていると思っております。ただ、この計画というのは、実際に計画が実行に移っていった場合には、いろいろと問題点が生じたりすることが多々あるかと思えます。そういった場合、この計画というのは絶対的なものでなく、ある程度柔軟性のあるものとして、まあ、ある程度ですけれども、そういうものとして、また書きかえられるという可能性とか、書きかえることができるものと思ってもよろしいものでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

計画自体が長い期間で行っていくということになりますけれども、将来的に、対応できない状況もやはり発生するようなこともあり得るかと思えますので、その際には、必要に応じて改定はしていくということになりますし、標準仕様自体も添付してございますけれども、その内容についても、また個別具体的に、施設整備を行う際に、また検討する段階でいろいろな事態が生じることも考えられますので、その際はまた検討していくということになります。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

高木委員

中野区立小中学校施設整備計画につきましては、教育委員会ですずっと議論をしてきたところですので、こちらのほうでよろしいかなと思います。今回、再編計画に基づいて、

施設、設備のスケジュールをしっかりと立てたということが1点と、あと、標準仕様という考え方を導入して各学校間の格差を生じさせないようにしたという二つがポイントなのかなと思っています。

ただ、10ページの参考資料というところに書いてありますように、敷地の面積もばらばらですし、形とか、あるいは建築当時よりも建築基準法が厳しくなって、同じような建物を建てられないとか、いろいろな条件がありますので、実際は標準仕様としてつくったものに関して、では、このとおりにいくのかなという、やはり個別の案件は出てくると思うのですね。それでも、やはり同じ中野区の区立学校に通う子どもたちですので、特色があるということはいいのですが、余り格差というのは生じないようにするという考え方の導入はすごくよかったと思います。

ただ、なかなかこの標準仕様という考え方が、我々の中でも、建築の専門家ではないので、ちょっとわかりにくかったり、これを出したときに区民の方にどれぐらい理解していただけるのかなというのが、1点ちょっと気になるところです。特に、どうしてもお役所がつくる書類は、これまではこうですよ、それでこれが課題ですよとなるのですが、肝心のこれからこうしますよというところが、先ほどの基本姿勢と同じで、やはりあまり具体的なところが盛り込めなかったのはちょっと残念だったかなと。

5ページのこれからの学校施設の中で4つポイントを置いているのですが、例えば③の今後の教育環境や社会状況の変化に対応できる学校施設とありますが、50年後、80年後はどうなっているかわかりませんが、では、10年後、20年後を見据えてどうなのかということに関して、本当はここで少し踏み込みたかったかなと。例えば、何回かこの教育委員会でも出ましたけれども、将来的には無線LANなのだろうと。それは皆さん多分そう思うのですけれども、では、サーバ室はどうするのですかとか、セキュリティはどうするのですかということについては全く触れていないので、こういったところを、これからは実行段階で議論して行って、必要があれば、この標準仕様というところの中に加筆、修正していくのかなと。

あるいは、「快適で安全かつ安心な施設環境の確保」は、すごく重要ですがけれども、では、具体的に標準仕様の中でこれを実現していくのだというのは、ちょっとあまり読みとりにくいですね。重要なだけにいろいろなスタンスがあると思うのですけれども、こういった、その次の段階、実行段階についても、これから教育委員会の中で継続的に議論をして行って、また、区民の方や学校関係者の方のご意見を聞いていく中で、標準仕様というの

は多分だんだん深化していくのかなという印象を持っております。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

大島委員

私も、今回、この整備計画をつくったということは、高木委員がご指摘されるように、中野区の子どもたちに提供する教育サービスの物的施設面での基本的な、標準的なところを示したという意味で、大変意味があることだと思います。標準的にはこのような設備がそろっていることを最低限のものとして考えていると、いわば最低限を示したというような意味で、意味があると思っております。

ただ、高木委員もおっしゃられたように、やはりいま一つ、もう少し議論したかったというようなところもありまして、コンピュータ関係のことも今ご指摘になりましたけれども、あと、例えば家庭科室等の被服と調理が一緒でというので、1室で使うということにするということについても、衛生面に配慮するということにはなっていますけれども、若干は、個人的には疑問が残るところもありますし、それから、標準仕様でいろいろこま数であらわされていますけれども、細かいことと言うと、例えばエレベータとかトイレとかが具体的には幾つつくのかというイメージがいま一つはっきりしないのですが、その辺についても、もうちょっとはっきりさせればよかったのかなという思いもあったり、トイレの数なんかも十分にあるのかどうかというような問題もあると思いますので、いずれにしても、そういう標準ということでは一応ここに掲げましたけれども、では、具体的にこの学校をどんなふうにするとかという個別に進めていく中では、十分にきちんと子どもたちのニーズを満たしたようなものを組み入れて進めていくと思いますし、そういうことで過不足ないようにやっていっていただきたいと思います。

いろいろ細かいことを言うと、今言ったように議論が尽くされていないように感じるようなところもあるのですが、それはこれからの施策を進めていく中で、具体的にその状況の中で一番いいものということを進めていただければと思います。でも、標準の、最低限こういうことで考えていますという一つの指針ができたということは、よかったと思っております。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

このことに関しては、これまでも何回か協議を重ねてまいりました。きょうここで改め

て細かい部分はともかくとして、こうした標準仕様が新たにつくられたということは大変意義のあることだと思いますし、今、各委員の方々からも出されたとおりに、今後さまざまな状況の中で、柔軟に、しかしながらこのよりどころをしっかりと生かして、子どもたちのよりよい教育を展開していくようにというふうに願っているところであります。

それでは、ほかに質疑がないようでしたら、これで質疑を終結したいと思います。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。ただいま上程中の第 26 号議案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議決案件の審議は終了します。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

小林委員長

次に、報告事項に移ります。

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、9月5日の第26回定例会以降の委員の主な活動について、一括して報告いたします。

9月5日金曜日、中学校長会との意見交換会が行われました。これにつきましては、全委員が出席をしております。学校と地域との連携をテーマに、大変活発な意見交換ができたと思います。ただ、1回だけの協議では十分に深まらなかったという部分もまたございますので、今後、こうしたものを生かして、さらにいろいろな機会に意見交換をできればと考えております。

9月20日火曜日、第46回中野区中学校総合体育大会連合陸上競技大会がございました。これにつきましては、田辺教育長と、私、小林が出席をいたしました。例年、国立競技場で開かれていたものですが、東京オリンピックを見据えての改修工事に入ること、ことしは駒沢競技場で行われたということがございます。晴天に恵まれて、大変すばらしい会になったと思います。区内の国立、私立、都立、そして区立の15の学校が参加したということでもあります。所々の事情から代表選手がということがございまして、競技場は2万からの収容でございますので、ちょっと寂しいような気もいたしますが、これも今後ま

たいろいろ運営については改善を加えながらということですが、ひとまずこの大会については大変すばらしい大会だったと思います。

それでは、私のほうから一括報告は以上でございます。

各委員から、補足質問等、発言がありましたらば、お願いをいたします。

はい、渡邊委員。

渡邊委員

まず最初に、9月5日の中学校長会との意見交換会は、非常に有意義な交換会でございます。これを話し始めると1人で何分話してしまうのかわからなくなるほどなのですが。十中の関校長先生が代表という形で、十中の取組の紹介がありました。その中で、もうかなりいろいろ多くの、地域との交流を含めた活動を行っていることが明確となっております。また、地域ということの中で、一言とても心に残ったのは、いろいろなところから感謝をされているというようなことの表現を受けました。やはり学校と地域が触れ合って、そして、生徒たちは、学校に対して地域の人たちから感謝されるということは、これはもうかけがえのないことだろうと思っております。

そのあと、各学校からいろいろな形で、自分らの取り組んでいる地域活動をディスカッションされたわけですが、その中で、どういった形の授業で、どうやってとっていくのかとか、そういった論議もなされていきました。確立したこの授業でこれをやりなさいというのではなくて、やはり自由な裁量権の中でいろいろと工夫をされているということですから、こういうことはぜひ、我々も含めても結構ですし、校長先生方が集まって、いろいろな取り組みをこうやってきたと、そういった校長会の中での話し合いとして行われていくと、今後はますます地域における学校というものの存在価値が高まるのではないかと実感しております。ほかの委員も9月5日の意見交換会についてはお話しさせていただくと思うので、私はこれでここは終わります。

そのあと、9月22日に、地域の防災シンポジウムというのがなかのZEROの視聴覚室で行われました。区の防災担当の方と医師会の先生、そして七中の宮下校長先生もシンポジストとして参加されまして、そのシンポジウムを聞いてきました。その中で、やはり七中で活動している中学生による防災隊の存在価値というのは、改めて地域にとって非常に重要であるようなことが、みんなの中に認識されたように思っております。そういったところで、子どもたちの学校の中の活躍というのが、地域に根づいている一つのあらわれだと感じておりました。

そして、9月28日には、中野区の医療救護訓練が第四中学校で行われました。その中で、医療救護訓練ですから、地元の方と防災の方、医師会、歯科医会、薬剤師会、その他医療関係団体、そういった方と障害者の方々が加わって、医療防災訓練を行われたわけですが、そのスタッフの手伝いとして四中の学生とか、また校長先生を始め、生徒たちの参加もありました。やはりそういったところで、学校で行われるのではなくて、区で行われるそういったところに学校の生徒として出ていくことも、地域のかかわりあいとしては非常に重要です。また、その訓練の中にいた中学生たちの大切さとか、いかに役に立つかがみんなの中に、目についたのだろうと。子どもだと思っているよりも、彼らに頼るところが非常に多いと。やはり高齢者が集まって担架で運びましょと、4人で担架で1人を運ぶのですけれども、実際すごく難しく、やはり中学生あたりだと、しっかり持っていけるとか、明らかに体力的にも、もう差がありますし、災害時には、もともとはまず自分たちの身の安全を守ってから、初動で活躍するわけではないですけれども、本当に役に立つなと感じておりました。

最後に、10月2日、昨日、大和小学校の学校保健委員会が開催されましたので、そちらのほうに参加させていただいております。各学校で、学校保健委員会は開催されていると思うのですが、大和小学校でも、教職員の方は、ほぼ出席をされておりました。今回、校医の先生、内科、眼科、耳鼻科、歯科、そして薬剤師の先生が出席されております。全員出席で、そして、各校医さんから、今回の健康診断を踏まえて、学校の特徴と今の状況のお話がありました。学校側からは、体育のほうから、大和小学校の児童の体力の状況の説明。そして、給食からは、今回、アレルギー対策をどのように行っているかというようなお話もしていただきました。養護の先生からは、保健指導のあり方と、ことしの特徴などの指導の報告がありました。

そのあと、眼科校医の先生が、今回、学校ということで、子どもの目と外傷ということで、意外と、視力という形で話されることが多いのですけれども、学校における目の外傷という話をされました。非常に興味深いお話でございまして、やはりスポーツによって外傷の程度が違う、また頻度が違う。だから、学校側としては、そういったことを踏まえて、病気とか、けがにはある程度、眼科なんかは、バドミントンはみんな結構やられているのですけれども、バドミントンでの目の外傷が、程度が重いそうです。そういったお話なんかもあるということに、一つの気づきがあっただけでも、かなり大きなことだと思います。

最後に、私も、校医ではなくて、教育委員としてちょっとお話しさせていただいたとき

に、この学校保健委員会というのは、学校は体力向上、学力向上といったところを目標としておりますけれども、子どもたちの健康や安全を守らずして始まらないというところで、この学校保健委員会の意味合いは非常に大きいというお話をさせていただきました。

それに今回保護者の参加が、PTA役員とちょっとぐらいですから、給食の話、体育の話、それで各校医さんに直接的に質問できる状況というのはなかなか学校側として用意することも非常に難しく、ぜひ、やはりこれにPTAの方も多く参加していただきたいなというところが感想でした。校長先生は、ぜひ来年は体育館でできるように頑張りたいと思いますというような答えで。なかなか体育館というわけにはいかないでしょうけれども、やはり学校の先生にお話ししているのではなくて、保護者にお話ししていることの意味合いのほうも多いので、ぜひ、保護者の参加を多く促せるような時間帯とかいろいろと工夫をしていただきたいと思います。と思っています。

長くなりましたけれども、以上です。

小林委員長

大島委員。

大島委員

私も、9月5日、中学の校長先生たちとの意見交換会に出席して、テーマは「学校と地域との連携」ということでした。それで大変興味深いお話をいろいろ伺いまして、学校としても、地域の方たちから協力を得るということもあるし、また、子どもたちが地域に貢献するというようなことの活動もしているというようにお話で、例えば地区の運動会に参加するとか、土曜日の午後に清掃活動をやるとか、いろいろやっているというお話でした。

学校の中でのこととしては、印象に残ったのは、保護司さんに来ていただいて、その仕事についてお話をしていただいたなんていう、ふだんなかなか接することのできない保護司の仕事についても啓蒙していただいたというようなことも、大変興味深く聞きました。

ただ、次世代委員さんというのが地域にいて、子どもの成長のために協力していただく立場の方なのですけれども、なかなかその委員さんと学校との連携というのがうまくいっていない面もあってというようにことのお話も伺ったりして、地域との連携ということについては、課題もあるというようにことも伺いました。

また、今後も、やはり校長先生たちの本音での意見交換というのを続けていく必要があると思いました。

それから、次、9月13日の土曜日ですけれども、学校公開が行われている学校が多かつ

たわけですけれども、北原小学校に行ってまいりまして、1、2時間目は授業を拝見しました。みんな落ち着いて、大変良好な態度で授業を受けていたように思いました。その中で特に印象に残ったのが、総合学習の時間というところで点字を書くというのをやってみようという授業をやっている、何かプラスチックカードみたいなのに穴があいているようなものを一人一人に配りまして、それで、その点字のカードを使って、まずは自分の名前を点字で打ってみようというようなので、その打ち方を教わって、各自それぞれ点字で書くというのをやっていたのですけれども、みんな、もちろんそういうのを見るのも初めて、やるのも初めてのようで、大変興味津々で一生懸命取り組んでいました。

その作業自体も子どもたちにとってはおもしろいということはあると思うのですけれども、それだけでなく、やはり点字というものの意義ですよ。ひいては、視力に障害がある方たちの生活とか、そういう方々がどうやって文字やなんかを認識して、いろいろな世の中の情報に接していくのかということを広げて、ひいてはそういう方たちへの理解を深めるということまでももちろん持っていくのが、意義があることであると思いました。視覚障害の方に対しては、このごろ盲導犬がけがをさせられるとか、つえがぶつかったとか何とかで蹴られたとかという、信じがたいようなニュースが伝わってきているわけですが、やはり小学生のころからそういう方たちへの配慮というようなことも学んでもらうというのは大変いいことだと思いますし、その一助になればいいなということを思いながら拝見していました。

3時間目が引き渡し訓練なのですけれども、引き渡し訓練で校庭に子どもたちが出てきて保護者の方に引き渡していくという訓練ですが、どこかほかの学校では、「予告なしの訓練をこの間やったのです」というお話を聞きました。まあ、予告なしでというほうがいいかなという気も私はいたします。やはり事前にきょうは訓練があつて学校へ行こうというのですと、やはり緊張感がいま一つなくて、この北原小でも、保護者の方たちが「久しぶり会ったね」みたいなことでおしゃべりに興じているというようなことがありました。予告されている訓練ですと緊張感がないので、実際に何か災害があつたときは、もちろん予告なんかないわけです。突如学校から連絡が来たりするわけですから、そういう形の訓練もいいのではないかと。校長先生も「ちょっとそれはやってみたいです」ということもおっしゃっていました。

それから、9月27日土曜日、新井小学校の運動会があつたので、ちょっと拝見してきました。大変秋晴れで運動会日和というようないいお天気でした。ラジオ体操を事前にやっ

ておりました。この教育委員会でもラジオ体操というのは大変いいものだということで、見直しの気運が我々の間では結構高まっているそのラジオ体操をやっていました。ソーラン節ですかね、結構いろいろな学校で定番になっているソーラン節も、やはり3、4年生が一生懸命踊っていきまして、大変威勢がよくてよかったです。

校長先生との話の中で組体操のことがちょっと話題に出来まして、新井小学校では7段の組体操をやっているそうです。それで最近インターネットで「組体操は危険であるので考え直したほうがいい」というようなある大学の先生からの意見が出て、結構反響を呼んでいるみたいなのですけれどもね。その先生が問題視しているのは、10段の組体操を中学校とか高校でやるというのが、ものすごく危険であって、重症の大けがを負ったというような事例もあるというような警告を鳴らしているわけです。私もそういうのを見ていたものですから、あまり安易にそういうものを勧めるのは問題かなというようなことを頭では考えていたのですけれども、新井小の場合には、7段だということと、それから生徒たちの運動能力とか、体力テストとか、それから体格とかも考慮して、それでどういうふうに取り組んでいくというようなことをやっているし、安全には十分に配慮してやっているというお話でした。

一面、みんなで一つのものをつくっていくという連帯感が生まれるとか、それから、きちんとできたときの達成感というのも得られるということで、教育的効果もあると言われてますし、まあ、そういう面は確かにあるのだろうなと思うのですけれども、恐らく新井小でやっているのはきちんとした管理のもとでやっているもので危険はないとは思いますが、やはり一般的な話でいうと、相当注意してやらないと、あまり無理してやるようなものではないのかなというようなこともちょっと考えたりしておりました。でも、先生は、そういう危険だという意見もあるということも十分に踏まえながら安全面へ配慮してやっているというようなことですので、ちょっとその点では安心はいたしました。

報告は以上です。

小林委員長

高木委員。

高木委員

中学校長会との意見交換会につきましては、ほかの教育委員の方に十分説明していただいたので割愛させていただきます。

9月13、14日、私が所属する日本キャリアデザイン学会、東京家政大学ののに参加しまし

て、その中の研究報告で松山大学の金森さんという方から「小学校、中学校、高校、大学、企業のつながりで考えるキャリア教育」という発表がありましたので、ちょっと紹介したいと思います。

ご承知のとおり、新しい学習指導要領では、キャリア教育というのを、特に小中高だけではなくて、大学も含めて、学校教育全体で進めるというのを出しているところですが、やはりなかなか、大学、短期大学でも、企業が考えるキャリア教育や必要な社会人の資質と大学でもやはり乖離かいりがあると。そうしますと、やはり小学校、中学校、高校ですと、さらに、その乖離かいりがかなり大きいとか、あるいは特に高校ですと、どうしてもキャリア教育と言いながら進路指導になってしまって、「どこの大学へ行くの？ 専門学校へ行くの？」みたいになってしまうという問題も指摘されています。

その中で、金森さんが、小学校、中学校、高校、大学と、企業というつながりの中で、連携があるのかどうかというのを愛媛県の教育委員会の協力も得てアンケート調査をしたところでございます。その中でおもしろいと思ったのは、4割ぐらいの方が全く連携できていないという回答で、小中はできているよというのが、約4分の1、25%。やはりこれは公立の学校で、地域で連携ということなのですかね。逆に言うと、75%はできていると回答していないというものあるのですね。中高の連携ができているが1割、高校と大学では5%を切っています。やはり愛媛県からほかの県に行ってしまうお子さんも多いのかなと。

あと全体の中で、小学校の先生が一番キャリア教育が大事だよ、社会人基礎力を身につけるべきだと回答が多かったそうなのです。ただ、では実際にわかっているかというのと、これは具体的なデータは示されていないのですが、金森さんの感想だと、ないのではないかなと。中学校の先生が真面目ではないというのではないですが、小学校の先生はすごく真面目な方が多いので、「キャリア教育重要ですよ」「はい」みたいなところがあるのではないですか。特に教員になる前の一般企業での就労体験の有無ということですと、愛媛県でも2割ぐらいの方が教員になる前に一般の企業での経験がある。逆に言うと、8割の方はないのです。そうしますと、なかなか一般の企業で必要な、例えば社会人基礎力、前に踏み出す力、アクションみたいなものが実感としてない。ない中で、でも、大切だと思って一生懸命現場でやっているというような、まだ研究の途中だということですがけれども、そういう報告がありました。

本区でも、例えば中学校では、全部の中学校で職場体験をやっているとか、キャリア学

に力を入れているのですが、では、キャリア教育の小中連携はどうかかなと思ったときに、ふと、やはりちょっとそこら辺は、今は空白なのかかなという気がします。ただ、教科外のことをやるというのはなかなか難しく、やはり学習指導要領で決まっていれば、小学校段階で、ここでやっているから積み上げだよと出てくると思うのですけれども、食育についてもそうですし、人権教育でもそうですけれども、なかなか連携というのは難しいと思うのです。だからこそ、中野区の進めている連携の中で、こういったキャリア教育や、食育、人権教育というのは、これからのテーマとして考えていく必要があるのかなというのを私は実感したところでございました。

あと、9月20日、緑野小学校の学校公開に行ってきました。大島委員からもほかの学校の報告があったと思うのですが、夏休みが明けて、やはり非常に多くの保護者の方が来ていました。私が特に興味を持って見たのが6年生の理科の単元でございまして、植物、根から吸った水は葉っぱに行きました、余った水はどうなるのですかという問いかけです。それは前提として前の授業で、道管とか師管だという実験をやっていて、子どもたちに、では、まずみんなで一人一人考えてごらん。それから班ごとに考えて間違ってもいいから意見を出してください。葉っぱから蒸発するのだという意見もあれば、葉っぱからしたたり出てくるのだという意見もあれば、根に戻ってしまうのではないかなと、いろいろな意見が出ていて、中には「先生、これでいいんですか」みたいなのもあったのですが、いや、そこはとにかくみんな意見を出してごらんと。その中で、全体の中で、ほかの班の意見も踏まえて議論させて、では、来週、実験をしてみましよう。結構1時間たっぷりかけてやっていたのですね。

ことしの夏、我々が教科書採択をやったときに、特に理科のときに、自分の子どもころはもう余り覚えていないのですが、やはり割と教科書に沿って教えられたかなという考え方がありますが、今の小学校の現状で、やはり発問があって、考えさせるというような、やはりちょっと学校公開のたびに見ている気はするのですが、ぴんとは来なかった部分が正直言ってあったのですね。「あっ、我々が選んだ教科書がこういう使われ方をするのだな」というのがちょっと実感できて、非常に勉強になりました。

あと、9月28日に、私の趣味の一つのラジオ体操がありまして、ラジオ体操も、教育委員になって初任者研修に行ったときに朝のラジオ体操をやるのですが、自分が全然ラジオ体操ができないというのがわかりまして、あと自分のこともあって、2010年から継続して毎朝やっているのですが、この日は、午後から横浜の文化体育館で第2級ラジオ体操指導

士という資格試験があつて、受けてきました。45 分間の筆記試験のあと、みんなの体操、ラジオ体操第 1、第 2 を通してやり、最後は 5 人ぐらいのグループで、指導法ということで、「では、43 番の方、ラジオ体操第 2 の 2 番目の体操について指導してください」と言つて、簡単にやるわけですね。万全の準備をしていったつもりだったのですが、私のグループはたまたま NHK の女性アシスタントが審査員で、結構すてきな方で、私の番号は 43 番で、「では、44 番の方」と、飛ばされてしまって、ちょっと動揺してしまって、しどろもどろになったので、多分不合格かなと。1 か月後に通知が来るのですが、毎年あるということなので、もし落ちたら来年も頑張つて受けてみたいと思つております。ラジオ体操は、非常に手軽にできて、お年を召した方でも皆さんできるので非常にいい体操だと思うのですね。ですので、個人的にはいろいろな機会に広めたいと思つております。

以上です。

小林委員長

田辺教育長。

田辺教育長

皆さんと重なる部分は省略させていただいて、9 月 13 日、私も、この日は第 2 土曜日、学校公開の日だったのですけれども、第二中学校で、学校公開を活用して、鍋横地域の町会連合会と、それから鍋横地区の区民活動センターの運営委員会の方々の主催で、スケアードストレートという手法で、交通安全の教室がありました。プロのスタントマンが来て、実際に乗用車と大型とトラックと自転車 3 台だったか、交通事故を目の前で、再現ではない、本当に交通事故を演技するといいますか、本当に自動車と人間がぶつかるとか、自転車と大型トラックがぶつかるかということ、もう目の前で子どもたちはその事故の状況を見ていまして、本当に交通事故の恐ろしさを体験したというふうに思います。あわせて中野本郷小学校の 6 年生も一緒に参加をしていまして、そういう意味で、小中連携で交通安全教室を体験したということです。

先ほど中学校長会との意見交換会での、地域との連携の話が各委員からあつたわけですが、町会の方々、かなりこのスケアードストレートの方法で、スタントマンとか資機材を用意するのはだいぶ資金もかかるものですから、東京都の町会支援のための補助金を使って、地域の子どもたちに交通安全教室をこういう形で開いてくれたということで、地域の方々も本当に大勢の方が受付から進行から全部やっていただいいていまして、本当に地域に愛されている学校なのだな、子どもたちが本当に地域の中でそうやって気にかける

れて育っているのだなということ、交通安全の実際のスケアードストレートもとても衝撃的だったのですけれども、そんな雰囲気を感じ取れた授業でした。

以上です。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

<事務局報告>

小林委員長

それでは、ほかにご発言がないようでしたら事務局報告に移ります。

事務局報告の報告事項の1番目「中野区子ども・子育て支援事業計画（素案）について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元にご配付いたしました資料をごらんいただきたいと存じます。

「中野区子ども・子育て支援事業計画（素案）について」ということで、昨年、子ども・子育て会議を設置いたしまして、中野区子ども・子育て支援事業計画等の議論を進めたところでございます。これを踏まえまして、一定の素案がまとまりましたので報告をさせていただきます。

まず、「1 計画の策定の趣旨」でございますけれども、昨年、成立いたしました子ども・子育て関連三法の制定を踏まえまして、子どもの状況に応じた、妊娠・出産期からの切れ目ない支援、並びに子どもと家庭を支えます地域づくり、子育てしやすい環境の整備を進めることを計画の趣旨としてございます。

「2 計画の位置付け」でございますが、子ども・子育て支援法に基づきます中野区の「子ども・子育て支援事業計画」に位置付けるものでございます。並びに、次世代育成支援対策推進法にうたわれております「次世代育成支援行動計画」、並びに厚生労働省通知にございます母子保健計画としても位置付ける、いわば子どもと子育て支援に関する中野区の総合的な計画に位置付けるものでございます。なお、上位計画でございます「中野区基本構想」あるいは「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」との整合性を図っていくということは、当然のことでございます。

「3 計画期間」でございますが、平成27年度から5年を1期とする計画となっております。なお、計画につきましては、毎年度、点検・評価をし、その結果についても公表をさせていただきます。

素案につきましては後ほどごらんをいただきまして、今後の予定でございますが、10月、区民意見交換、あるいは関係団体との説明、意見交換などを予定してございます。その後、それを踏まえまして、計画（案）を策定いたしまして、年明け2月にはパブリックコメント、3月には計画決定とさせていただきたいと考えてございます。

それでは、別添の素案をごらんいただきたく存じます。1枚おめくりいただきますと目次がございます。全体を4章に分けてございまして、第1章は「計画の基本的な考え方」、第2章は「子どもと子育て家庭を取り巻く状況」ということで、主に現代の状況につきまして、資料を中心に記述をさせていただいてございます。第3章が、目標における主な取り組み、柱ごとの主な取り組みを掲げてございます。また、4章は、これを踏まえまして需要見込みと確保方策、5年間の内容で数字を落としてございます。

それでは、本冊の5ページをごらんいただきたく存じます。「計画の体系」ということでございます。計画の基本理念は、表の一番上でございます。「子どもたちがのびのびとすこやかに成長し、子どもを育てる喜びを感じながら、安心して子育てができるまち」を基本としてございます。その下に矢印がございまして、これを実現するために三つの目標と九つの取り組みの柱を設けてございます。一つ目の目標が、「すこやかに育つ子どもたち」ということで、取り組みの柱は5点でございます。また、二つ目の目標は、「充実した教育や支援に支えられる子育て家庭」ということで、取り組みの柱は以下の2点でございます。三つ目の目標は、「地域に生まれ豊かに育つ子どもたち」ということで、取り組みの柱は以下の2点とさせていただいてございます。

6ページからは、先ほど申しました「第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況」ということで、人口と世帯の推移というところで、単独世帯の増加、あるいは子どもがいる世帯の減少などを示してございます。以下、8ページでは「少子化の状況」等、また13ページでは「子どもの状況」ということで、未就学児の状況を案内してございます。

17ページをお開きいただきたく存じます。この中で、「区立小中学生の状況」ということで記述をさせていただいてございます。平成2年と26年を比べた内容となっております。3行目でございますけれども、6歳から12歳につきましては38.1%、また、13歳から15歳につきましては46.6%減少しているといったような状況もございます。

続きまして、次のページでございますが、18ページでございます。「子育て家庭の状況」ということでは、特に母親の方の就労状況ということでご紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、3行目でございますが、就学前の母親につきましては、休業中を含めま

すと 51.5%の方が就業してございました。また、4行目でございますが、小学生をお持ちの家庭の母親におかれては、57.8%の方が何らかの就労をされているということがございました。また、6行目でございますが、現在就労していない母親のうち就学前の方につきましては72.2%、また小学生をお持ちの母親におかれては65.1%の方が就労の希望を持っているという結果がございました。以下、女性の就業の状況でございますとか、そういったことをグラフ等で示しているところでございます。

主な目標の取り組みのところ、特に教育委員会関連ということでご報告をさせていただきたいと存じますが、33ページをお開きいただきたいと思います。目標Ⅰのすこやかに育つ子どもたちのうちの取り組み柱の2というところで、「子どもの健康増進」を掲げてございます。現状と課題では、子どものころの生活習慣は、将来の生活の基礎となるものであり、大切な時期であるという認識でございます。また、食に関する安全や栄養等の正しい知識、習慣を身につける必要もある。さらには、アレルギー疾患や麻しん等の感染症をはじめ、子どもの健康に関する課題ということがあるということでございまして、健康診断の結果などから、問題を早期に発見するとともに、健康づくりに関する知識を深め、それぞれの家庭が自主的に健康管理を行うということが必要であるというような認識でございます。

下には、区におけます朝食を毎日食べている児童・生徒の割合というようなことで、ご紹介をさせていただいております。

次のページでは、区における児童・生徒の平日の就寝時間などもご紹介をさせていただいております。下のほうに、この取り組みの柱の「目指す姿」ということで書かせていただいております。先ほども申し上げましたけれども、子育て家庭が自主的に健康管理を行いながら、健康で安全な生活を送っているといったことを目指す姿としてございます。

35ページは、その目標達成に向けました主な取り組みということでございます。

「(1)子どもの健康管理」の充実ということでは何点か挙げてございますけれども、4点目、「アレルギーへの対応」をごらんいただきたいと思います。2行目でございますが、小中学校での給食につきましては、保護者や医師等からの情報を確実に共有し、定期的に対応することで、食物アレルギーによる事故などを防止してまいりたいと考えてございます。

また、その下、(2)では「健康づくりのための生活習慣確立に向けた支援」ということで、一つ目の取り組みでは幼稚園等における実践に基づく体づくりということで、「中野区運動遊びプログラム」につきましても、幼稚園等へ普及を図ってまいりたいと考えてござい

す。その下、「健康的な生活習慣の確立支援」ということでは、学校における体育・健康に関する指導の充実のほか、体力調査を毎年実施いたしまして、指導の工夫・改善を図ってまいりたいと考えてございます。最後の「食生活習慣の改善に向けた取組み」につきましては、小中学校における学校給食を活用いたしまして、食に関する指導並びに教科や学校活動の中に食育を位置づけ、促進をしてまいる考えでございます。

36 ページでございますけれども、それぞれの取組みの柱ごとに、成果指標と目標値なども掲げてございます。この項におきましてはこの内容のとおりでございます。指標2では、「生活習慣病予防健診における要指導生徒の割合」につきまして、現在は26%でございますが、平成31年度には20%未満にしたいというような目標も掲げているところでございます。

続きまして、飛びまして恐縮でございますが、40 ページをお開きいただきたいと存じます。取組みの柱4ということで、「障害や発達に課題がある子どもへの支援」ということでございます。幼稚園、小中学校におきましても、特別な支援を必要とするお子様の増加などが見られるところでございます。一人一人の状況に応じました支援を一貫して行っていく必要があるという認識でございます。

41 ページでは、一番上のグラフでございますが、区の就学相談件数の推移ということで、ご紹介をさせていただいております。その下、「目指す姿」でございますが、障害の特性に応じた支援とともに、身近な地域で一貫した療育支援を受けているということが大切であるということでございます。

目標達成に向けた主な取組みということでは、42 ページをお開きいただきたいと存じます。三つ目の中点でございますが、特別支援教室への巡回指導の実施ということで、小学校ごとに特別支援教室を整備いたしまして、巡回指導を行い、拡充を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、43 ページは、取組みの柱5、「家庭の子育て力の向上」ということでございます。こちらにつきましては、44 ページでございます。「目指す姿」の二つ目でございますけれども、体験や学習の機会が提供され、次代の親となる人々については、子育ての意義や家庭の大切さについて理解を深めていくといったことです。

「(1)子育て支援に関する啓発」ということでございますけれども、三つ目の中点、「保育体験の推進」ということで、中高生の乳幼児ふれあい体験、各区立学校におけます保育体験などの実施を掲げているところでございます。また、この成果指標ということでは、

45 ページ一番上の表でございますけれども、子育てに肯定感を持つ中高生の割合ということで、現在 85%を、平成 31 年度は 90%を目標にしていきたいということで掲げてございます。

続きまして、46 ページは、充実した教育や支援に支えられる子育て家庭ということでございます。「取組の柱 1」では、「多様で質の高い教育・保育の提供」ということで、「現状と課題」では、幼稚園、保育施設、小学校、相互により充実した連携を深めて、いわゆる保幼小連携ということが大切であるというふうな現状認識でございます。

その下の「幼児教育の現状と課題」では、就学後の教育との連続性についても十分配慮をし、子どもたちが等しく質の高い幼児教育を受けるため、幼稚園は極めて重要な役割を担っているというようなことで、まず現状を分析しているところでございます。

その「目指す姿」でございますが、49 ページでございます。三つ目の点をごらんいただきたいと存じますが、幼稚園、保育園、小学校の連携強化によりまして、小学校教育への円滑な移行が進んでいくということを目指してございます。

取組の柱では、50 ページをお開きいただきたいと存じます。「(2) 質の高い教育・保育サービスの提供推進」ということで、二つ目の点でございますが、保幼小連絡協議会等の活用によります連携事業の促進なども掲げているところでございます。

成果目標といたしましては、その下の表の「指標 2」でございます。小学校 1 年の担任から見た就学前の集団生活を通して、社会性の基礎が培われていると感じている子どもの割合が、現在は 84%を、平成 31 年度には 95%にしたいと考えてございます。

「目標Ⅲ 地域に生まれ豊かに育つ子どもたち」でございますが、こちらでは子どもや子育て家庭と地域の連携の強化ということで、58 ページをごらんいただきたいと存じます。一つ目の点でございますが、学校等と、地区懇談会、次世代育成委員などの地域の活動が連携をいたしまして、地域全体で子どもと子育て家庭を見守っていることを目指したいということでございます。そのための主な取り組みといたしましては、(1)の二つ目の点でございます。地域ぐるみで子育てを行うための連携の強化ということで、中学校単位に設置した地区懇談会等におきまして、子どもや、子育て家庭をめぐる課題、家庭、地域、学校の連携に関する課題の解決に向けて、協議やさまざまな取り組みを行うことを考えてございます。

次に、60 ページでは「取組の柱 2」で、「子どもの安全を守る活動の充実」でございます。「現状と課題」のところ、本日、後ほど出てまいりますけれども、一番下の段落で

ございますが、教育委員会におきまして、携帯電話、スマートフォン、通信機能つき携帯ゲームの利用状況などの調査も行っているところでございます。危険性があることにつきましては、児童・生徒への指導とともに、保護者への意識啓発が必要ではないかということで掲げているところでございます。

62 ページでございますが、中ほど、目指す姿では、二つ目の点でございますが、家庭と学校が連携をいたしまして、情報モラルに関する教育を推進することによりまして、インターネット等を通じた被害から子どもが守られているということを目指す姿として掲げてございます。

そういったことを含めまして、目標に向けた主な取り組みといたしましては、一つ目の点では、中高生を対象とした防災訓練の推進、さらには事故、犯罪被害の防止ということで、家庭、学校、地域、警察と連携して、通学路点検等も掲げてございます。

また、63 ページでございますが、子どもに関する交通安全指導、さらにはセーフティ教室の充実。その下でございますが、情報モラル教育の推進、保護者への啓発などにも取り組んでいくという考えでございます。

成果指標は、子どもの中学生以下の交通事故の件数、現在 34 件を、平成 31 年度においてはこれより減少させていきたい。さらには、「指標 2」では、携帯電話などを使用したルールを家庭で決めている児童・生徒の割合ということで、平成 31 年度の目標を、小学生 90%、中学生 80%にしていきたいというようなことも掲げているところでございます。

以下、第 4 章では、先ほど申しました需要見込みと確保方策ということで、主な内容につきまして、5 か年の計画数値の需要数と確保方策を載せているところでございます。後ほどお読みとりをいただければと存じます。

報告につきましては以上でございます。

小林委員長

では、ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたら、お願いをいたします。

高木委員

大変ボリュームがある資料なので、ちょっと今見ただけでは全体像が理解しにくいところなのですが、統計データとか基本的な考え方が多くて非常に親切な資料にはなっていると思うのですが、では、具体的に「子ども・子育て支援として何をやりますよ」というのは、よく探さないと出てこないのと、では、何をやるのですかと言われたときに、ちょっ

とぴんとこないかなと。

例えば 35 ページのところですね。子どもの健康増進で、目標達成に向けた主な取り組み。「(1)子どもの健康管理の充実」で、アレルギーへの対応が、調布市で痛ましい事故があつて、本区でも各小学校で1学年に1人ぐらいですかね、除去食等をしているかなという印象を持っているのですが。2行目、「また、保育所や小・中学校での給食については、保護者や医師等からの情報を確実に共有し適切に対応することで、食物アレルギーによる事故を防止します」、全くそのとおりだと思うのですけれども、調布市も一応こういうふうをやっていたと思うのです。

例えば「確実に共有」、誰が共有するのか。保護者、あるいは担当のお医者さんからの情報を、校長、副校長の管理者、学級担任、あるいは学年主任、あと給食事業者や、栄養士、あと学校医ですかね。どこまでの範囲、どの情報を、どういうふうに共有するのか。今でもできていると思うのですけれども、では、これはアクションとしてどうするのですかとか。「食物アレルギーによる事故を防止します」、姿勢としてはそのとおりですけれども、でも、事故は起こるわけですよ。教育委員会でも、いろいろ議論をして、ではこういうところでチェックをしていこうというところで学校任せにしないというのが、ここからすとちょっと読みとれないので、全般的にすごく網羅はされているとは思いますが、一つ一つのトピックがやはりちょっとわからない。

これはあくまで計画ですから全般的、網羅的なのですよと言われれば、全くそのとおりだと思うのですけれども、例えばこれを区民の方に見ていただいたときに、中野区は何をしてくれるのか、あるいは何かするとき自分たちはどう参加すればいいのかというのが見えないというのは、やはり計画としてちょっと弱い。

ですので、よくあるのは、では、A3三つ折りぐらいでポイントをつくったのというものもあるのですけれども、でも、やはり本来はこの計画の中で、もう少しかがえるようにすべきなのかなと。それはいいのではなくて、今まで、例えば教育委員会だったり、あと、担当でも、議論をしたり、実行したり、プランとしてあるものがあると思うのですね。だから、そういうものが、事細かくは無理でも、もうちょっと区民の方が見たときに、例えば新規のものにはアンダーラインや星がつくとか、何かそういう工夫があると、非常にわかりやすいのかなと思います。

別に反対ではないですし、間違っているとかということではないのですけれども、一つ一つの施策について、非常に一生懸命やっていたいただいているのですが、毎回お話をするの

ですけれども、本区はアピールが下手なので、なかなか区民の方も「えっ、そんなことをやっていたんだ。もっと知らせてくれればいいのに」というのが多いと思いますので、もうちょっとうまくPRできたらなと思います。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

渡邊委員

非常にボリュームが多い資料だったのですけれども、これだけでは、よくいろいろと調べられて、実際にこの中で一番問題になっている子育て支援ですけれども、今回、中野区でも保育所の待機児童の増加に対する待機児童を0にするようなお話とか、そういうような形のお話が多分この中では一番問題になってきているのではないかと思います。暗に姑息な方法で「待機児童が0になりました」というような事業内容にならないように、これから徐々に進めてほしいと思います。国の法律ですから、「0にしる」みたいなことを言って、では、ケースをつくって、「そこに入れましたから、はい、0です」というような安易な形にならないようお願いしたいと思っております。

それとか、健康推進なんかでも、睡眠を取り上げていたのはとてもおもしろかったですけれども、睡眠時間ということで、平均に寝る時間が、中学生になると午後12時過ぎて寝る方が約3割近くいる。やはりこれは学校活動そのほか等にも、健康にも、中学生はまだもう少し寝ていただきたいと思うようなところで、そういったところで、やはり人間ですから、物を食べて、寝てと、そういった基本的な環境をしっかりとすることは健康につながるので、学校の中でもしっかりと食べて、しっかりと寝てと、そして体をよく動かしてと、そういうような基本的な指導も、しっかりとやっていただきたいと思います。ですから、ここで睡眠時間を取り上げていたのは非常に結構おもしろいとは思っておりました。

またじっくり見させていただきたいと思います。

大島委員

今ご説明を受けた中でも、全体にいろいろな問題点はほぼ網羅して、そのいろいろな問題に対して、いろいろ施策を進めていきます、一生懸命やりますというような姿勢はうかがえると思うのです。

ただ、この計画という中では、そういうような一般的なのとか、入り口的な表現でいいのかもしれませんが、もっと具体的な踏み込んだことは、またもう少し下においたような計画、具体的な計画というのがつくられるのかもしれないので、ここで言わなく

でもいいのかもわからないのですけれども、何かちょっと踏み込みが浅いみたいな感じがして。

例えば子どもへの虐待防止のところとかをちょっと拝見したのですけれども、37ページのあたりにあるのですけれども、いろいろなことに取り組みますと書いてあるのですけれども、でも、いろいろニュースになっている子どもが死亡してしまったというような事例でも、児童相談所とか、いろいろな機関、自治体の機関とかは一生懸命やっていると思うのです。しかし、虐待死を防げなかったというようなところからして、もっと踏み込んで、「ここまでやります、こういうこともやります」みたいな踏み込んだところがなくて、何となくこういうことでいろいろ「充実させます」と言うだけで大丈夫なのかなと、ちょっと感想を抱いたりしてしまうようなところもあるので。

今言ったように、まだちゃんとよく読んでもいないし、この計画というものの射程範囲がどこら辺までなのか、細かく書くところまではこの計画では要らないのかとか、そういうこともよくわからなくて論評して大変申しわけないのですけれども、ぜひとも、そういう本当に大事なところについては、もうちょっと踏み込んで、ここまでやりますというようなことも、考えておいていただきたいと思いました。

小林委員長

よろしいでしょうか。

私も、各委員の方々からお話がありましたように、非常に広範囲というか、ボリュームのあるものですし、また、こういう子ども・子育ての分野と学校教育の分野が一体となっているという一つの中野区の組織の特性というのでしょうか、そういうことを考えたときに、私もどうしても学校教育から見た場合に、これをどのようにかかわっていけるかとかというものを見たときに、例えば、今、大島委員がお話のような児童虐待の部分などは、取り組み3などは、就学児に関しては虐待の発見はやはり学校の先生が一番発見しやすいという傾向がありますので、やはりそういった教員の研修とか、学校教育とのかかわりとか、そういうことにもっと踏み込んでいくと、より生きた、いいものになるのかなと感じたところでございます。

それでは、この件については、報告は以上とさせていただきたいと思います。

続きまして、事務局報告事項の2番目、「平成26年度中野区立小・中学校就学援助認定者数・率」の報告をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは、平成 26 年度中野区立小・中学校の就学援助の認定者数と、その率につきまして、ご報告をいたします。報告は当初認定ということで、4 月現在の人数等でございます。

それでは、下の段をごらんください。まず小学校でございます。認定者数が 1,767 名でございます。在籍が 8,631 名おりますので、認定率としましては 20.5%でございます。続きまして、中学校認定者数が 946 人、在籍者数が 3,227 人おりますので、率としましては 29.3%ということでございます。小中学校の合計の人数・率については、ごらんのとおりになってございます。

その次の下の表でございますが、過去 10 年間の認定者数と率の推移でございます。左側が小学校、中学校で、右が合計になってございます。今ご説明したように、一番下のところで、平成 26 年度が小学校 20.5%、中学校が 29.3%ということでございまして、ちょうど一つ上の平成 25 年度、昨年度と比べまして、小・中とも、約 2%前後、率については下がっているという事でございます。これにつきましては、国の生活保護基準の引き下げに伴う影響などがこの要因というふうに分析してございます。

その下に、推移ということでグラフ、一番下に参考ということで、就学援助を受ける方の対象とか就学援助の支給費目を記載してございます。

報告は以上でございます。

小林委員長

それでは、この報告につきまして、ご質問、ご発言がありましたら、お願いをいたします。

渡邊委員

今回、これを見ていると、ちょっと幾つか問題があって、中学校の認定率が非常に上がっているということに対して、中野区として何らかの対策はなされているのか。

それと、これはやはりすごく大きな問題だと思うのですが、中学校の 3 分の 1 の方が何らかの援助を受けているという問題です。今回は下がったということになっていまして、これは、「参考」の「就学援助を受けることができる方」というところの(2)に、生活保護を受けている方と、世帯の前年度の所得がということで、就学援助基準額に満たない世帯というのは、生活保護費の基準に算定されるために、その生活保護費が下げられたことによる、単に減ったのではなくて、それによる影響で数値的に減っただけ、そういうふうに捉えていいのか。

それと、定額支給、学用品、すごく細かくなくてもいいのですが、定額支給と実

費支給とありますけれども、これはもうざっくりばらんに、全体的に大体幾らぐらいの支給をされているのかというのを、ちょっとわかれば教えていただきたいのですけれども。

副参事（学校教育担当）

まず1点目の中学校につきましては、小学校に比べて若干、小学校はこれまでも大体22から23%、今回は20.5%を超えますが、中学校については30%でございますが、こちらにつきましては小学校から中学校の段階で私立の学校に進学する生徒さんがいることから、数的には就学援助を受ける世帯のお子さんの数が小学校よりは割合がふえているというところでございます。

2番目でございますけれども、まず参考のところでは就学援助を受けることができる方ということで、まずは生活保護を受けている方でございますが、2番目の、いわゆるそれに準ずる方ということでございまして、こちらについては、この就学援助につきましては、中野区に限らず全国の自治体でこの生活保護基準に基づいて一定の割合を掛けて認定しているというところでございまして、国の生活保護基準が今回引き下がったことによりまして、それに引っ張られるといたしますか、それに連動しまして、認定する基準も引き下がりました。そのため、今まで、例えば昨年同じ、正確に言いますと、例えば平成24年の世帯の収入と平成25年の世帯の収入が全く同じだったとしても、もらえない世帯が支給されない、そういったことが、今回、先ほど説明しました生活保護基準の引き下げに伴う影響。こちらについてその率、数が下がったのは、そういったことも影響があるというふうに認識してございます。

最後、就学援助の支給費目でございますけれども、例えば定額支給のところではございますが、学用品費につきましても小学校と中学校では金額が違います。例えば学用品費は、小学校1年生から6年生まで、年間で1万5,240円、中学校になりますと、こちらも1年生から3年生まで同様、同じですけれども、年間で2万9,590円ということで、小学校、中学校で、約倍になっているということでございます。それと、新入学学用品については、小学校、中学校とも、1年生ということでございまして、小学校が年間で2万3,210円、中学校1年生が2万6,120円、そういった状況になってございます。それと実費支給につきましても、例えば修学旅行費については、上限の金額が決まっておりますが、支給の上限が6万5,000円、そういったような形になってございます。

簡単ですが、以上でございます。

田辺教育長

就学援助の現状は、今ご報告しているとおりですけれども、これは定義というのがあるのかどうか分からないのですけれども、近年、いわゆる子どもの貧困ということが社会的な問題になってきていて、国でも、子どもの貧困対策の推進に関する法律でありますとか、生活困窮者自立支援法など新しい法律ができていまして、そういう意味でいいますと、今でも、この就学援助とは別に生活保護世帯あるいは低所得の家庭に、塾代を補助したり、貸し付けたり、あと高校の受験料を補助したりというような仕組みがあります。来年度から、先ほど申し上げた生活困窮者自立支援法というもののの中に、各自治体が子どもたちの学習環境といいますか、生活環境を援助していこうというような動きが出てきていまして、今、区の中でも、例えば低所得者のお子さんには学校以外の場で学習をフォローする、サポートするような体制とか、あるいは塾と連携して学習の機会が提供できないかというふうなことを検討していまして、教育委員会の事務の中でできることと、それから区施策の全体の中でやれることというようなことも役割分担の中ではありますので、そうした社会の流れといいますか、区としてもそうした対策を今後講じるという動きもありますので、この就学援助にかかわらず、そういうことがあれば随時情報提供はしていきたいと思っています。

また、今私が申し上げたことは来年度予算にかかわることですので、具体的に予算の中で何らかの施策として展開できるものがあれば、ご報告させていただきたいと思います。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。それでは、この報告については以上といたします。

続きまして、事務局報告事項第3番目、「平成26年度中野区学力にかかわる調査の結果について」の報告をお願いいたします。

指導室長

では、お手元にございます資料に基づきまして、平成26年度中野区学力にかかわる調査の結果について、ご報告をいたします。

まず一つ目、調査の趣旨ですが、3点ございます。一つ目が各学校、二つ目が児童・生徒自身、三つ目が教育委員会ということで、それぞれこの調査の結果に基づいて、例えば学校であれば、教育課程や指導の改善・充実を図るといような形を狙っているものであります。

二つ目、調査の実施概要ですが、対象学年及び教科につきましては、そこにある表のとおりであります。実施が4月中旬実施をいたしますので、小学校1年生は対象になってお

りませんし、また、中学校1年生の中には英語は入っていないというのは、そのような理由でございます。

3番目、調査の方法・内容ですが、3の(2)をごらんください。中野区の学力調査におきましては目標値を設定いたします。その目標値に達した児童・生徒の割合というのを70%という形で設定をしていて、その70%を超えた者の割合ということで、指標としてございます。4の(2)がその目標値に達した児童・生徒の割合が70%以上の項目数ということで経年比較をしておりますが、大変申しわけありませんが、平成25年度で5割を切りまして、今年度につきましてはさらに少し下がったというところがございます。

課題ですが、まとめてあるのは①と(3)の①、②ですが、1枚めくっていただきますと、教科ごとの特徴が示されております。一番下のところに「参考」ということで表になっております。平成24年から平成26年までの経年比較で、網かけになっているものは、70%を上回っているので目標値をクリアできているということで、「おおむねよし」という形です。ここにつきましては、かなりのところで網かけがありますので、これは「おおむねよし」ということなのですが、例えば分析の6行目をごらんいただきたいのですが、「書く力」については、学年が上がるにつれて高くなる傾向、特に小学校5年生以上ではということで、正答率が高いというようなこと。そのことから、論理的な文章の表現力が高まっているということが言えます。逆に、下から6行目、「話す」、「聞く」のところで、話し方の工夫とか、聞き取った内容をまとめる問題には正答率が低いということがあるので、比較、整理、関連などを考えながら聞くという指導が求められるということが言えるかと思えます。

続いて二つ目、社会科ですが、社会科ははっきり言って悪いです。7割を超えているのが平成26年におきましては小学校6年生の「社会的思考・判断の表現」のところのみということで、これについては、今、改善に取り組んでいるけれども、なかなか結果が出ていないというのが正直なところです。上から3行目、「知識・理解」の項目で、昨年度を下回る傾向が大きくということがあります。これはよく地図記号が理解できているとか、それから何々県がどこにあるかというような、そういう基本的な部分が十分に身につけていないということがあるかと思えます。

6行目をごらんいただきますと、「語句等を活用して記述回答する」というところの正答率が低いということで、中には無答というお子さんも3割ぐらいおります。これに対する対応ですが、下から2行目ですが、資料などを選択・収集して、それを読み比べる、複数の資料を読み比べる、そこから何が読みとれるのか、何がいえるのかということ、やは

り日ごろの授業の中で重ねて、そういう活動に取り組みさせることによって、活用能力とか、当然その中では基礎的・基本的な知識も身につけていくということで、そのあたりが基本かなと。社会は、よく暗記教科といわれるのですが、決して暗記教科ではないというような授業の取り組みを求められるかと思います。

続きまして、算数、数学であります。下の「参考」のところを見ていただきますと、小学校の段階では、おおむね網かけがついているのですが、中学校になると、ということで、これは本区の課題でもあるかと思います。分析の7行目をごらんいただきますと、中学校では一次方程式や連立方程式などにおいてつまずきが見られるということがございますので、そのあたりも含めて、指導、改善を行う必要があるかと思います。

続きまして、理科であります。理科も悪いです。これは平成24年度からの経年を見ていただいても、なかなか7割に達しない項目が多いということでもあります。4行目のところをごらんいただきたいのですが、自然事象を捉えて、その事象について考察、それから自分の言葉で理由を説明するなどの問題は、正答率が低いということがございます。

先ほど高木委員が小学校の理科の授業をごらんになって、そういう様々な意見をもとにというような学習を積み重ねていかないと、なかなかこういうところをクリアするのは難しいなど。先ほどの蒸散作用のところについては、例えばそれを確かめるためにどういう実験方法が考えられてということで、その実験方法があっていたということは子どもの意欲にもつながってきますし、また、違う子どもの意見を聞きながら、自分の考えとちょっと違うな、でも、どちらのほうがいいかなということと比較というか、やはりそういうような授業も必要なのかなと思っております。下から6行目の、自分の考えを持って、根拠に基づいて説明をする、表現すると、そういうような授業展開が必要かと思っております。

最後、英語でございます。英語は昨年度までよかったのですが、今年度の結果が、特に「理解」、「言語文化」のところが下がってしまいました。課題につきましては、そこに書いてあるとおりでありますので、ごらんいただければと思います。

1枚目のペーパーにお戻りください。こういうような結果を受けてということで、今後の対応ということでもあります。一つ目が、各学校は「授業改善プラン」ということを作成しまして、現在、各学校において公表に入っているかと思います。それから、中野区におきましても、子ども文教委員会にこの報告ののちに、中野区全体の傾向につきましてはホームページ等で公表していきたいと思っています。

3番目の教員研修というところ、先ほど夏休みを延ばして研修に力を入れるといったの

は、この部分もあるのですが、若手だけに限らず、さまざまな指導方法の改善についての研修をふやしていくという形で、中野区の場合はマイスターという教員もごございますし、また、指導教員という新たな制度で指導教員になっている教員もいますので、そういったリソースを活用して、研修の充実に取り組んでいきたいと考えてございます。

報告は以上です。

小林委員長

それでは、ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたら、お願いをいたします。

高木委員

大変発言しづらいですが、各学校で意欲を持って教育に取り組んでいただいていると思うのですが、やはりこうやって数字が出てきてしまうと、なかなか厳しいなというのが正直なところでございます。ただ、国語とか、あと算数、数学、英語については、着実に定着はしているのかなと。まあ、数学がちょっと弱いというのがありますが。

少し本旨から外れてしまうのですが、本区の場合は、私立や国立の中学を受けるお子さんが多くて、最近ほとんどが4教科、以前は2教科、算、国だけというのがあったのですが、4教科になっていますので、そうすると、受験をする子どもたちは、社会や理科を5年生ぐらいになると力を入れてやってくるのかなと。逆に、高校受験ですと、調査書の比率がだいぶグループ選抜で学校群が希薄になってきて、やはり英、数、国のほうにやや偏っているのかな。受験のために勉強するというのは本質的ではないのですが、モチベーションという点だと、やはり身近に迫った高校入試ということで、中学生が、特に社会や理科の授業にモチベーションを持ちづらくなっているのかなというのは、ちょっと学校を見ていても思いました。ただ、だからといって、義務教育ですし、基本をなすところなので、ここはしっかり押さえておかなくتهいけなところだと思うのですね。

先ほどお話しした、例えば理科の授業でも、担任の先生がお1人でやっているのですが、率直に言うと、すごくいい授業だと思うのですけれども、全部のグループを回って指導するというのはなかなか難しいのですね。グループの中で、やはり班によっては班長さんが勝手に仕切ってしまうと、なかなか全部の意見を引き出せていないとか。そういう活動は、多分、理科だけではなくて教科に関係なくやっていく。そこで、例えば少人数とか学力向上アシスタントというのを、教育委員会としてもうちちょっと入れられないかな。2人いれば、そういったディスカッションをしたり、問題意識を持つというところは、かなり変わっ

てくると思うのです。

あと、社会に関しては、一般的にいうと指導室長も指摘したように暗記科目というイメージがあつて、やはりなかなか、そういったところで人的なサポートを。先生のほうも多分お1人で教えるほうがやりやすいのかなと思うのですが、そこもやはり研修をしていただいて指導法を変えていくとか。でも、あるいは一方で、着実に基本的な記号とか、都道府県とか、覚えなくてはいけないのがあるのも現実ですので、そういったところで何か校内検討をやるとか、とにかく新しい試みをやはりちょっとやっていただいて、教育委員会としては、それがチャレンジできるような支援をぜひしていただきたいと思います。

渡邊委員

こういう結果があつて、いろいろと批判を受けることもあるのかもしれないですけども、子どもたちとか、学校の生徒たちを育てるとするのは、我々も医師だと研修医を医師として育てるためにいろいろなことを教えるとかということもあるわけですけども、この学力テストという形で、このいろいろな指導の成果をはかるに当たって、今回の評価ということになると思うのですが、これはペーパーテストによる評価ですから、やはりタキソミーで考えれば、一部の知識だけを評価したに過ぎず、その思考力とか、過程とか、技術力とか、そういったものは別に評価されていないわけですから、たった一つの、ペーパーテストというのはその人を評価するに当たって非常に狭い領域しかはかれないわけですから、それを教育のよしあしの評価にするというのは、本当にいかななものかなということがありまして、ただ、これも一つの評価方法として、評価の結果として、受けとめざるを得ないだろうと思っております。

ですけども、こういったときに対応に問題があると、必ず大きな問題があつて、生徒の問題なのか、教師の問題なのかと、そういうような形でいろいろと問いただされるので、やはり我々が教育委員会として子どもたちに与える、教育をするという立場にあれば、やはり教員の問題を取り上げて、教員がより多くの形の勉強をするというか、我々の指導力を高めるための一つの資料として、これを活用することが一番重要であつて、これを上げるためだけの施策を練るとするのは、ちょっと方向性が違うのではないかとはいえます。

ただ、これは一つの結果として今回ちょっと残念なところもありましたけれども、それだけではないと思いますので、中野区の教育はしっかりしていると信じております。

以上です。

大島委員

渡邊委員がおっしゃるように、こういうペーパーテストの結果だけで全体的な教育の成果がはかれるものではないというのは、本当にそのとおりだとは思いますが。しかし、このペーパーテストも、先生方が十分に問題なんかも吟味してつくられたものだと思いますので、中野区の子どもたちの学力がどんな状況なのかということをはかるものとしては、やはり無視できない結果だろうと思うのです。

学校に行って授業なんかを見ますと本当に先生方は一生懸命やっけていらっしゃるし、子どもたちの授業態度も、概してですけれども、そんなに悪くは見えないというふうな印象を持っているにもかかわらず、やはりこういう数値を見ますと、かなり悪いということは、やはり学力の定着がしっかりできていないというふうに、中野区の教育に携わる者として、自覚しなければいけないだろうと思うのです。

こういうペーパーテストに対する傾向と対策みたいな小手先のことでこの点数を上げるなんていうことは全く意味がないことではありますけれども、こういうテストの結果から浮かび上がってくる基礎的な学力の欠如、こういうことについて子どもたちはわかっていないとか、そういうことはもちろん専門家の先生方が分析すればわかると思うので、そういう不足しているところというのを、やはりきちんと定着させるということの努力を我々にはしなければいけないと思うのです。なので、これを先生方もよく分析、解析していただいて、次の施策として、学力の定着を図るために何をすべきかということ積極的に考えていただきたいと。

授業のほかにも、例えば補習みたいなことをやるとか、それもさっき数学のことで方程式のところはわからないとかという、つまりきのところは、みんな多くの生徒がつまりきやすいところというのがあると思うのですね。例えば小数の概念がきちんと把握されていないから、それ以降の小数の問題ができないとかというような、そういう大事なところについてきちんと概念を把握させるとか、それがわかると、なるほどということ、次の数学とかの理解が深まってくるとか、そういうポイントというのがあると思うので、ぜひ、そういうところでつまりいた生徒を引き上げるというようなことを何らか、ある意味の補習とか、ちょっと個別指導的なことだとか、何か積極的にできるといいなというふうに、本当に私としては強く考えています。

小林委員長

この件に関しては、私も二つの見方があると思います。1点は、こういう形で数値が下

がっていくのは当然ではないかという見方ですね。それは、やはりこの20年来、新しい学力観と称して、いわゆる関心欲、態度とか、思考力とか、表現力とか、こういうものが非常に重視されていて、特に現在の学習指導要領では、言語活動の充実、コミュニケーション能力を高めていこうと。こういうものと、知識、理解とは、場合によっては、少し同一線上でははかれない部分があって、そういった思考力や表現力を伸ばしていくと、こういうペーパーテストでの調査では苦戦を強いられるという状況があるのではないかと思います。

ただ、もう一方で、真摯にこの結果を受けとめて改善を図っていく必要があると。しかしながら、表現力や、思考力や、判断力を高めていくためには、やはりその礎となるのは、知識、理解がないと、本来のコミュニケーション能力も育っていかないということもあると思いますので、やはりある面では、そういった学力観というものに関して、抜本的に、学校又は教員、教育委員会も含めて、見直して、この結果を生かすべきではないかと思えます。

ただ数値的に下がったから悪いというふうに見ないで、むしろ、こういう実態がわかったと。病気でいえば、こういう悪いところがわかったので、では、治療していきましょう、改善していきましょうというスタンスが必要ですので、ある意味では、これを真摯に受けとめて、では、今後どういう形の学習を進めていくことが大事なのかと。ただその数値を上げるだけできりきりとするという悪循環ではなくて、本質的に子どものために学力を高めていくということが大事かなと考えております。

したがって、ここにも今後の対応についての「授業改善プラン」ですが、これも形式的なものではなくて、各学校で子どもの実態を見据えて、どういう取り組みをしていくのか。みんながわかりやすいものを発信して、実践していただきたいと思っていますところです。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、この報告については以上といたします。

続きまして、事務局報告事項の4番目、「児童・生徒の携帯電話、スマートフォン、通信機能付き携帯ゲームの利用状況等に関する調査結果について」の報告をお願いいたします。

指導室長

お手元の資料に基づいてご説明いたします。表題につきましてはそこに書いてあるとおりで、1枚おめくりください。

調査の概要ですが、児童・生徒が、携帯電話とか、スマートフォン、それからゲームでも通信機能がついているものを最近子どもたちは持っていますので、それをどのくらい持っていて、どんな利用をしているかというようなことを主に調査いたしました。それにまつわります生活指導上の問題の未然防止に役立てたいと考えてございます。

対象は、小学校は4年生以上の全児童、中学校は全ての学年の全生徒ということであります。方法は、質問紙法で、無記名で行いました。実施時期につきましてはことしの5月で、人数につきましては、そこに書いてあるとおりであります。

一つ目が、どのくらい持っているかということで、ごらんいただければおわかりのとおり、小学校4年生以上で7割の所有率、中学校に至りますと8割ということで、35人の学級であれば、30人ぐらいが持っているというような、そういう傾向がございます。

次のページが、持っていると言ったお子さんがフィルタリング等の制限をかけているかどうかということですが、それを見ますと、50%に満たないという回答が出ております。また、「わからない」と答えている子どもたちの数もかなりございます。ノーガードで情報がどんどん入ってくる形というのは、やはり保護者にも意識啓発をしていかなければいけないだろうなと思います。

問2番目では、家族でのルールにつきましては、そこに書いてあるとおりで、小学生で17%、中学生だと6割という形になっています。

次のページをごらんください。「家族でルールをつくっている」と答えた子どもに、守っているかどうかということですが、守っている率は結構高いですね。小学生では8割ぐらいいますし、中学生でも7割ぐらいあります。ということは、やはりきちんとしたルールづくりをしている家庭では、その守っている率も高いということで、その必要性をお伝えする必要があるかと思えます。

問3以降は、いろいろなトラブルについてです。問3のほうでは、知らない人とやりとりをしたことがあるかということでございます。中学生になると、半分近くの子どものがやったことがあるということになっています。

問4、次のページでは、自分の情報、自己情報を無防備にオープンしているかどうかということで、ブログとか、プロフィールのことです。率としては4分の1強ということが中学生になるとあるのですが、これが何につながるか。要するに、不適切な書き込みがある、それをもとにするとか、誹謗中傷につながるというところが、ポイントかなと思います。

具体的にそういうことをやったことがあるかというのが問5で、悪口などを書き込んだことがあるか。

問6、次のページは、逆にそういうことをされたことがあるかということで、10%ぐらいはそういうトラブルを受けていると。そのあと、トラブルの内容については、詳細にはつかんでおりませんが、被害に遭ったかということで、中学校になると10%弱が被害に遭っている。

最後、問7ですけれども、ここは注目をしたいのですが、「その時、トラブルに巻き込まれたときに誰に相談しているか」というところで、誰にも相談していないというのが、小学校では29%、中学校では平均すると14%。それから、相談しているのも、友達に相談しているという割合がかなり高いので、友達が適切なアドバイスができるかということはかなり疑わしいので、本来ならば学校の先生とか、家族に相談をする。また、そこで困れば別の機関に相談するというようなことが求められるということを、これについては、保護者にも、それから子どもたちにも指導する必要があると考えてございます。

報告は以上です。

小林委員長

それでは、ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたら、お願いをいたします。

高木委員

今回、こういう調査をしたことはすごくよかったと思いますし、いろいろな問題点、例えばトラブルに遭った、被害に遭ったというのが中学3年で12%というのは、1割を超えていて結構大きいですね。いろいろな問題点が浮き上がってきて、すごくよかったと思います。

今後、多分こういった調査は、毎年かどうかわかりませんが、継続的にやっていくことになると思うので、ちょっと今後のことをお願いしたいのが、小学校4年生からやりますけれども、これはできれば1年生からやはりやったほうがいいと思います。というのは、今一番普及しているDSとかは標準で通信機能がついていますので、「通信機能付きの携帯ゲームを持っていますか」という聞き方は、商品名を出したかどうかわかりませんが、結構それを入れるともうちょっと高くなるかなという実感があります。逆に、やはり小学校低学年あるいは3年生ぐらいまでのほうが、何もわからなくて問題がある可能性があるので、用紙を変えていかななくてはいけないと思うのですが、できればやはりこれは1年生

からやったほうがいいのかと思います。

あと、個別の案件について、もうこれはこれですごく価値がある調査だと思うのですが、やはりもう少しどのレベルの問題があったのかという選択肢をやって、具体的な、今度、これだけですとアクションプログラムがちょっとまだつくりにくいと思うので、ぜひそれに取り組んでいく必要があるのかなと。

私は、この情報化社会において、携帯や、スマホ、携帯ゲームを与えないという選択肢はやはり難しいと思うのですね。うちの次男は小6ですが、因果を含めてキッズ携帯は嫌だと言っているのですけれども、親とか、警察、消防にしか連絡できないのですね。もう自由にはメールとかもできないのでやっていますが、すごく嫌で、「お父さん、何でうちだけこうなの」と。「小学生のうちはこれ」と押し切っていますけれども、実際、難しい状況もあると思うのです。ですので、やはり情報に関する教育は、正課の中ではなかなかできないと思います。本区では、セーフティ教室等でやっていると思うのですが、やはりもっと推進していかないと、これはかなり危険な状態というのが手に取るようにわかりますので、非常にいい調査をされたと思います。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

今、高木委員が言われたように大変貴重な調査だと思いますので、これを今後どのように生かしていくかということで、さらに深めていただければありがたいと思います。

それでは、続きまして事務局報告の5番目、「中野区立小中学校のスポーツ環境について」の報告をお願いいたします。

指導室長

これは、資料はございません。口頭で報告をさせていただきます。

第3定例議会が開会中ということですのでけれども、その総括質疑の中で、小中学校のスポーツ環境についてのご質問をたくさんいただきました。その中で、校外学習、移動教室とか、それから臨海学校についての質問が出されました。体力調査については毎年報告をさせていただいているのですが、先ほどの学力と同じように低下傾向があると。子どもたちの体力を向上させる必要性がある中で、一つとして出たのは、岩井臨海学園で遠泳をやっていたという実績があるのですが、それは体力向上には大きく寄与していたのではないかというようにことのお話をいただきました。その中で、現在、岩井臨海学園は様々な理由で取りやめということがあったのですけれども、その再開を考えたらどうかというようなご

意見もいただきました。

区の説明としては、海での体験事業というのはその代替ということで実施をしているということが説明の中身になるのですが、参加率、参加者数はそれほど大きくないということで、それが体力の向上につながっているのかというようなご意見もいただきましたので、ご報告をさせていただきます。

小林委員長

では、ただいま「中野区立小中学校のスポーツ環境について」報告がございましたが、これにつきまして、質問、ご発言等がありましたら、お願いをいたします。

高木委員

岩井臨海学園に関しては、東日本大震災というのが一つのファクターとしてあったと思いますので。ただ、いろいろな体験学習については、あれもやろう、これもやろうということだと、やはり成果に影響が出てきますし、そうでなくても、キャリア教育をやりなさい、食育やりなさい、それで体力推進、学力向上で、全部やろうと思うと学校はパンクしてしまいますから、リソースはもう限られています。その中で、本教育委員会としては、体力向上はすごく重要ですし、水泳の重要性を認めながらも、全体の中で中止という判断をしたわけだと思うのですね。ただ、中止して何年かたって、また効果測定とか振り返りというのは必要だと思いますので、今後、教育委員会の議論の中で、体験活動、体験学習については、岩井臨海学園に限らず、もう一度チェックといたしますか、フィードバックをした上でというようなことでよろしいのかなと思います。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

渡邊委員

私も、この岩井臨海学園という具体的な例が出ているのですけれども、それはそういった具体的な形ではなくて、やはり全体的にどういうものが必要かという形でやはり議論がなされるべきであって、これを戻そうとかという考え方ではなくて、子どもたちにとって運動、スポーツ環境について、現代においてどういうものが望ましいかということは、これを受けて、今後いろいろと検討していったらいいのではないかと思います。

大島委員

私も、高木委員とか渡邊委員のご意見に賛同です。岩井臨海学園を中止したことにつきましてはもうそれ相応の理由があったわけですが、将来的に体力向上とか、それか

ら海での体験事業をどうするかとか、そういうことはまたこれからもう一度再検討してもいいかとは思いますが、その際にも、やはり児童の安全ということと、それから学校に多大の負担にならないようにという配慮は、最低限必要かとは思っております。

以上です。

小林委員長

私も、この宿泊体験学習については、非常に重要なものであって、教育的な効果も高いと思っています。従来やってきた岩井臨海学園の遠泳も含めて、その意義は十分に認めるところであります。ただ、今、委員の方々からもご意見があったように、やはり学校教育の中で、どれをどのようにやっていくというのは非常に今取り組むことが多い現状ですので、宿泊体験ということを今後どうしていくかということは、ある程度、まさに効果測定をして、ある一定の時期でしっかりとそういったものを検討する機会を今後継続して持つていく必要があるかと思っています。全体のバランス、優先順位又は役割分担が学校教育でどうあるべきかということ、ぜひ、しっかりと見失わないようにして、着実に進めていくことが大事かと思っています。

よろしいでしょうか。

それでは、そのほか報告事項はございますか。

副参事（学校教育担当）

私から口頭で、軽井沢少年自然の家の休館についてご報告いたします。

軽井沢少年自然の家につきましては、暖房設備及びトイレの改修工事を行うために、本年、平成26年10月25日から、来年、平成27年1月12日まで、休館といたします。

報告は以上でございます。

小林委員長

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご発言はよろしいでしょうか。これは中学生の移動教室とのかかわりは特に支障がないということでよろしいでしょうか。

副参事（学校教育担当）

既に今年度、この工事期間中を除いた形で移動教室の日程は組まれてございますので、影響はございません。

小林委員長

ありがとうございます。

それでは、ほかに報告事項等はございますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

小林委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会第27回定例会を閉じます。

午後0時16分閉会